

みえ地域コミュニティ応援ファンド（地域資源活用型） 支援事業計画

1 産業振興政策におけるファンドの位置づけとファンド創設の考え方

三重県（以下、「県」という。）では、2004年におおむね10年先を見据えた県の方
向を示す総合計画「県民しあわせプラン」を策定した。このプランでは、地域が主体的
に意思決定し、県民が主役となって新しい時代の「公」を築き、一人ひとりの“しあわせ”
が創造されていく、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」をつくっていくこととしてい
る。そして、地域のもつ多様な可能性等を生かして、元気な産業社会の実現をはかるため、
「安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり」を政策の柱の一つとして掲げ、
施策に取り組んでいる。

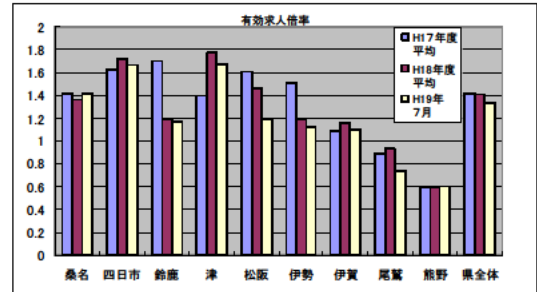
現状としては、県の北中部を中心に大手製造業の進出や設備投資が進んでいるが、県の
南部での少子高齢化、過疎化などの社会的要因や第1次産業の不振といった状況もあり、
地域によって雇用の指標などに依然として格差が生じ、地理的条件の不利なところでの就
労の場が少なく、若年層の流出によって地域の活力が著しく停滞しているといった課題が
出ている。

【雇用の状況】

ハローワーク管轄別有効求人倍率

	H17年度 平均	H18年度 平均	H19年 7月
桑名	1.42	1.36	1.42
四日市	1.63	1.72	1.66
鈴鹿	1.7	1.19	1.17
津	1.4	1.77	1.67
松阪	1.61	1.46	1.19
伊勢	1.51	1.19	1.12
伊賀	1.09	1.16	1.1
尾鷲	0.89	0.93	0.74
熊野	0.59	0.59	0.6
県全体	1.42	1.41	1.33

(出典：労働市場月報)

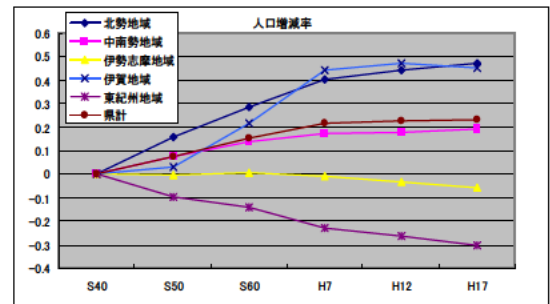


【人口の動向】

S40を基準とした人口増減率

	S40	S50	S60	H7	H12	H17
北勢地域	0	15.8%	28.6%	40.4%	44.2%	47.4%
中南勢地域	0	7.4%	14.0%	17.5%	17.9%	19.2%
伊勢志摩地域	0	-0.2%	0.8%	-0.9%	-3.0%	-5.8%
伊賀地域	0	2.9%	22.0%	44.3%	47.1%	45.4%
東紀州地域	0	-9.7%	-14.2%	-23.0%	-26.3%	-30.1%
県計	0	7.4%	15.4%	21.6%	22.6%	23.3%

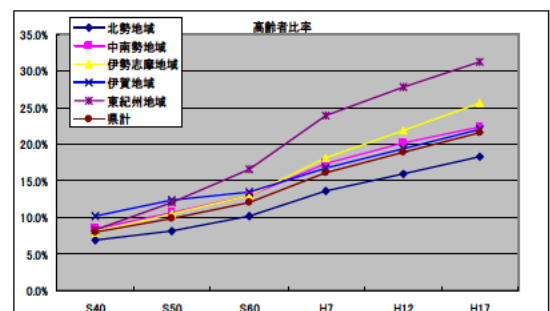
(出典：国勢調査)



高齢者比率(年齢65歳以上)

	S40	S50	S60	H7	H12	H17
北勢地域	6.8%	8.2%	10.2%	13.6%	15.9%	18.3%
中南勢地域	8.4%	10.6%	12.9%	17.3%	20.2%	22.4%
伊勢志摩地域	8.0%	10.4%	12.9%	18.2%	21.9%	25.7%
伊賀地域	10.2%	12.3%	13.4%	16.7%	19.4%	22.0%
東紀州地域	8.3%	12.0%	16.5%	23.9%	27.8%	31.2%
県計	7.9%	9.9%	12.1%	16.1%	18.9%	21.5%

(出典：国勢調査)



県内のこうした状況の中、その地域固有の強みを活用した新たな価値を見いだすビジネスとして、「四日市萬古焼」の土鍋を内釜に使用した電子炊飯ジャー、「伊賀焼」のIH対応型陶製調理器等の商品開発、全国3位の生産量の「伊勢茶」を利用した付加価値の高い商品づくり、「南紀みかん」の機能性を生かした商品開発など、特徴ある産業資源や産地の技術を利用した商品づくりの取り組みも出てきている。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、「重要伝統的建造物群保存地区」に国選定されている「関宿」、清少納言の「枕草子」に謳われた「榊原温泉」、伊勢志摩国立公園など豊かな歴史・文化・景観資源といったこれからも活用可能な資源も県内に多く存在している。

今後、地域の活性化を図るにはこのような地域資源を活用した産業や観光の振興などを総合的に推進し、持続可能な地域の自立的発展を目指していくことが必要であり、地域独特なものとして広く認識されている地域の産業技術、農林水産物、観光資源の高付加価値化や二次・三次産業とのマッチング、知名度は現状では低いながらも、地域内で引き継がれている農水産物の加工方法や調理方法、地域の伝統産業といったものに焦点をあて、新しい商品・サービスを創出する新分野への挑戦を誘発することなどが、他地域との差別化や、付加価値を高める重要な要素となり得るもので、この手段を使って県内各地域の活性化と地域産業の振興を図っていくことが必要である。

このため、「みえ地域コミュニティ応援ファンド」（県民しあわせプラン・第二次戦略計画で位置づけ。以下、「応援ファンド」という。）を、平成19年度は県内各地域の様々な地域の抱える課題を解決するビジネスを創出することを支援するものとして創設したが、20年度は、新たに県内のこうした地域資源を強みとして活用した事業を次々と創出し、地域活性化の動きを加速させていきたい。

なお、応援ファンドの設置・運営主体は引き続き、三重県において産業支援事業を行っている財団法人三重県産業支援センター（以下、「支援センター」という。）とする。

【「県民しあわせプラン第二次戦略計画」の抜粋】

舞台づくり（元気４）

知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム

プログラムのねらい

企業、大学、地域住民、市町など多様な主体と連携をはかりながら、知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる人材を育成できるしくみを構築し、地域に密着したビジネスの創出につなげ、人口が減少する時代にあっても持続的な経済成長を可能とする基盤づくりを進めます。

取組方向(抜粋)

知恵と知識を活用した地域ビジネスの創出に向けて

- ・みえ地域コミュニティ応援ファンド事業

【地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想(三重県)の抜粋】

(１) 地域産業資源活用事業を促進する意義

地域に特徴的なものとして認識されている地域産業資源が有する品質、機能、歴史的又は文化的背景を活用した取り組みは、地域の中小企業者が他地域の企業と差別化をはかり、商品や役務の付加価値を高めるための重要な要素となり得るものであるとともに、それを活用した事業活動の成功が、当該地域産業資源を活用した他の事業活動を促進するという特性を有している。

そこで、県内各地域の活力を維持発展させるため、それぞれの地域産業資源と地域の「知恵」・「やる気」を生かした活力ある地域産業の振興をはかることで、当該事業者のみならず、当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動を促し、地域における知識やノウハウの蓄積、消費者等の認知度の向上等とあいまって、当該地域産業資源を核とした地域産業の発展に繋げていく。

2 支援重点分野

本ファンド事業は、活力とにぎわいあふれる地域社会の実現を図るため、

- (1) 中小企業地域資源活用促進法（以下「地域資源法」という。）に基づき、県が認定した特定地域資源（平成20年6月2日現在100品目）を活用した取組による商品づくりやサービスの提供。
- (2) 知名度は低いものの、地域の特徴的な農林水産品、加工技術や観光資源で、新たな価値を見だし、今後の地域資源法による認定の可能性のある地域資源を活用した商品づくりやサービスの提供。

を重点支援する。

【ビジネスの事例】

- ・産地技術を使った商品開発
（萬古焼の土鍋を内釜に使用した電子炊飯ジャー、伊賀焼のIH対応型陶製調理器、伊勢形紙の照明とのコラボレーションなど特性を生かした商品・用途開発）
- ・農林水産物の加工品開発
（通年栽培できる果実の機能性を生かした化粧品、消費者ニーズにあわせたワンパッケージ「干物」、「伊勢茶」を利用した付加価値の高い商品など機能性商品の開発や新規需要の開拓）
- ・観光地への集客機能の強化
（世界遺産、伊勢志摩国立公園など特徴ある観光資源と体験を組み合わせた、新たな観光テーマによる交流事業の展開など、観光地の魅力づくり、ブラッシュアップ）
- ・地物を材料に地産地消を売りにした商品開発
（「地物一番」など県内事業者の取り組みを進める商品開発） 等

3 助成対象

(1) 対象事業者

創業者

新事業を行おうとするベンチャー企業及び中小企業者

と が行う新事業を支援する事業を行う者

（中小企業に該当しないNPO、商工団体、大学、任意グループ等を含む）

NPO等の中小企業以外で新事業を行おうとする者

（運用益による助成総額の3割未満の範囲内で行うものとする）

4 助成対象の選定・支援方法

(1) 公募と審査会による選定

助成対象事業は公募し、「みえ地域コミュニティ応援ファンド審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、助成対象を選定する。

この審査会には、県、支援センター、金融、販売、技術等の専門家、中小企業基盤整備機構中部支部等が参加し審査を行うものとする。

なお、案件審査においては原則として書類審査とプレゼンテーション審査により助成対象を決定する。

(2) 審査基準

助成事業は、4の(1)に定める審査会により、次の項目等を勘案して充足性の高い案件から採択するものとする。

今後5カ年間の事業収支予測による経営性、継続意欲

地域特有の資源を有効に活用した取組による地域活性化への貢献度

(3) 各地域での事業の創出

各地域での事業を活発に産み出し、成功に導いていくため、地域で事業活動を行おうとするプレーヤーに対して、事業創出ナビゲーターの設置、フォローアップ会議の設置、地域活性化サポーターバンクの設置といった仕組みを構築することによって支援する。

事業創出ナビゲーター

事業創出ナビゲーターは、プレーヤーの事業プランの「玉磨き」作業のプレーン役となる人材として設置する。

フォローアップ会議

地域内の産学官金民のメンバーで構成し、プレーヤーの把握、事業創出ナビゲーターの育成や、事業の進捗のフォロー等を主な活動とする。

地域活性化サポーターバンク

ナビゲーターやプレーヤーだけでは解決できない問題点等に対して、専門的見地から事業プランの「玉磨き」をサポートする専門家集団として、支援センターに登録されている専門家の活用を図っていく。

5 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

(1) 応援ファンド事業の実施期間(10年間)終了後の成果目標については、次の目標と

する。

支援した企業の事業定着率（短期目標）

助成金の交付を受けてから3年以内に新商品・新事業の開発等とおして事業化を達成した中小企業等の数が 年平均1.5以上

中小企業の売上高の向上（長期目標）

事業化を達成した助成企業のうち、事業化した年の売上高と事業終了時（平成30年度末）の売上と比較した増加割合が1.7%以上

（2）ファンドによる助成を受けた事業者は、継続的に支援センターに事業の進捗状況を報告するものとする。その際、事業計画申請時に記した以下の目標について、到達度を報告するほか、地域への貢献等についての定性的な自己評価をあわせて報告するものとする。

- ・新規雇用者数
- ・事業の決算状況
- ・事業参加者数・利用者数
- ・その他、事業にあわせて自己評価が可能な指標等